

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小中学生が団体に水郡線を利用する場合に、その運賃の一部を補助することで、小中学生が水郡線を積極的に利用する機会を提供し、もって利用促進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 補助金の対象となる者は、水郡線沿線市町（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町）に所在する小中学校、自治会及び子ども会等の団体とする。

(補助対象経費)

第3条 水郡線沿線市町（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町）に所在する小中学校や自治会・子ども会等の団体が実施する校外学習等の事業（以下「補助事業」という。）に係る経費のうち、小中学生5人以上（引率者がいる場合は引率者を含む）が同じ行程を一緒に旅行する場合の水郡線区間（水戸駅から下野宮駅までの区間に限る。）の運賃（団体割引乗車券の適用がある場合はその額。）として支出した経費。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内の額（10円未満は切り捨て）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げる書類を添え、茨城県水郡線利用促進会議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(1) 茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金申請額内訳書（様式第1-2号）

(2) 補助事業の概要・行程・参加人数（小中学生・引率者の内訳含む）の分かる書類
(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助団体」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金実績報告書兼請求書（様式第3-1号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

(1) 茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金精算額内訳書（様式第3-2号）

- (2) 補助対象経費確認書類(切符、Suica 利用履歴、乗車証明書又は領収書の写し等)
- (3) 補助事業に係る写真
- (4) その他会長が必要と認める書類
(額の確定)

第8条 会長は前条の既定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により当該補助事業に交付する補助金等の額を確定し、補助団体に茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金確定通知書(様式第4号)をもって通知しなければならない。ただし、確定額が第6条により通知した金額と同額の場合は、確定した旨の通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第9条 会長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、確定日から30日以内に補助団体の指定する金融機関に口座振込により補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第10条 会長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第6条の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

(様式第1-1号)

提出日：令和 年 月 日

茨城県水郡線利用促進会議
会長 大井川 和彦 殿

申請者 団体の所在地
団体の名称
代表者の氏名

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付申請書

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱第5の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

<記載例>

- ・児童の校外学習のため、〇〇施設等の見学を実施する。

2 交付申請額（運賃の1/2、10円未満切り捨て）

金 円

3 事業実施日（期間）

<記載例>

- ・事業実施日が1日の場合： 令和5年6月20日
- ・事業実施期間が複数日に渡る場合： 令和5年6月20日～令和5年6月21日まで

※添付資料

- (1) 茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金申請額内訳書（様式第1-2号）
- (2) 補助事業の概要・行程・参加予定者数（小中学生・引率者の内訳含む）の分かる資料

(様式第2号)

令和 年 月 日

殿

茨城県水郡線利用促進会議
会長 大井川 和彦

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金については、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2 補助団体は、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第3-1号)

提出日：令和 年 月 日

茨城県水郡線利用促進会議
会長 大井川 和彦 殿

申請者 団体の所在地
団体の名称
代表者の氏名

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり実施したので、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

○ 補助金の交付家定額及び精算額

交付決定額	円	精算額	円
-------	---	-----	---

※添付資料

- (1) 茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金精算額内訳書 (様式第3-2号)
- (2) 補助対象経費確認書類 (切符、Suica 利用履歴、乗車証明書又は領収書の写し 等)
- (3) 補助事業に係る写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

私が茨城県水郡線利用促進会議から受け取る標記補助金については、下記の口座へ振り込んでください。

- ①金融機関名 _____
- ②支店名 _____
- ③預金種別・口座番号 普通・当座 口座番号 _____
(フリガナ)
- ④口座名義人 _____

(様式第4号)

令和 年 月 日

殿

茨城県水郡線利用促進会議
会長 大井川 和彦

茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました標記補助金の額については、茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定した補助金の額 金 円